

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）のパンデミックによる USPTO 業務への衝撃

米国特許商標局（USPTO）は、新型コロナウイルス感染症による衝撃は、影響を受ける特許及び商標出願人、所有権者、再審査当事者、及び商標所有者にとって、米国特許法施行規則第 1.183 条と第 2.146 条の意図における「非常事態」であると考えています。従って、USPTO は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客のために特定の状況において申立手数料を免除することにしてしています。しかしながら、USPTO は、法令により設定された期限又は要件の免除又は延長を許可しません。加えて、更なる通知があるまで、2020 年 3 月 13 日の金曜日より USPTO のオフィスで行われる予定の審査官及び審査代理人インタビュー、特許審判部（PTAB）及び商標審判部（TTAB）口頭審理、並びに他の同様の当事者及び利害関係者の個人面談が、ビデオ又は電話により遠隔に行われることになりました。更に、全ての USPTO のオフィスが 2020 年 3 月 16 日から更なる通知があるまで閉鎖されます。刻々と変化する状況であるため、USPTO の最新周知内容については、USPTO のウェブサイト www.uspto.gov/coronavirus よりご確認ください。